道路整備予算の拡充及び道路整備に係る補助率等の 嵩上げ措置の継続を求める意見書

道路は、県民の生活や経済・社会活動を支えるとともに、県民の安全・安心を確保し、地域活性化を図るうえで必要不可欠な社会資本であるが、地方の道路整備はいまだに遅れており、地域において道路の恩恵を十分に享受することができず、さらには地域間格差拡大の要因の一つにもなっている。本県においては、高速道路の供用率が60%と著しく低く、また、東北で最多の8箇所ものミッシングリンクが存在していることなどから、生産性の向上による成長力強化のための道路網のより一層の整備促進が重要であり、そのための予算の拡充が必要となっている。

また、道路事業においては、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(以下「道路財特法」という。)の規定により平成29年度までの時限措置として補助率等が嵩上げされている。安全・安心やリダンダンシーの確保、地域活性化に資する一般道路の整備も不可欠であり、これらの道路整備を引き続き促進する必要があるが、道路整備の多くに補助事業等を活用する地方において、道路財特法による嵩上げ措置の廃止は、地方の財政負担の増加をもたらすこととなり、道路整備の一層の遅滞を招き、その影響は重大なものとなる。

よって、国においては、来年度以降も迅速かつ着実な道路整備を推進するため、 下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 地方創生の実現に向け道路整備に必要な予算の拡充を図ること。
- 2 道路財特法の補助率等の嵩上げ措置について平成30年度以降も継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年7月7日

殿 大 島 理 森 衆 議 院 議 長 殿 伊 達 忠一 院 議長 参 議 晋 三 安倍 殿 内閣総理大臣 殿 生 太郎 臣 麻 財 務 大 井 啓 一 殿 国土交通大臣 石

山形県議会議長 志 田 英 紀